

実質破綻時免除特約および劣後特約付無担保社債の 期限前償還に関するお知らせ

2026 年 9 月 30 日

社債権者各位

東京都千代田区大手町一丁目 5 番 5 号
株式会社みずほフィナンシャルグループ
執行役社長 木原 正 裕

当社は、2021 年 10 月 29 日に発行いたしました株式会社みずほフィナンシャルグループ第 3 回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約および劣後特約付・分割制限付少人数私募）（以下「本社債」といいます。）を、本社債の社債要項第 9 項第 (2) 号に基づき 2026 年 10 月 29 日に全額期限前償還することといたしましたので、本社債の社債要項第 9 項第 (4) 号および第 21 項に基づいて下記の通りお知らせいたします。

記

1. 期限前償還する銘柄

株式会社みずほフィナンシャルグループ第 3 回期限前償還条項付無担保社債
（実質破綻時免除特約および劣後特約付・分割制限付少人数私募）

2. 期限前償還期日

2026 年 10 月 29 日

期限前償還期日後は、利息をつけません。

3. 期限前償還金額

各社債の金額 100 円につき金 100 円

期限前償還期日以降、社債、株式等の振替に関する法律及び株式会社証券保管振替機構の業務規程その他の規則に従ってお支払いいたします。

以上